

令和8年7月吉日

役員、団体代表者各位

(公社) 福岡県剣道連盟
会長 青 柳 俊 彦
(公印省略)
福岡県剣道連盟居合道部
会長 井 手 友 太
(公印省略)

福岡県居合道審査会開催について

時下、益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。さて標記の件下記の通り行いますので、よろしく願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和8年9月6日(日) 受付9:30 開始10:00
2. 場 所 福岡市総合体育館 武道場
福岡市東区香椎照葉 6-1-1 電話 092-410-0314
3. 申込み方法 締切日 **令和8年8月20日(木)までに必着**
申込先 福岡県剣道連盟居合道部事務局 馬場 清治 宛
〒820-0202 嘉麻市山野 1002-3 TEL090-9074-7379
4. 審査料振込先 ゆうちょ銀行 口座番号01730-3-0045735
加入者名 福岡県剣道連盟居合道部
5. 審査科目
実 技 ①2級以下 全剣連居合 自由3本(四年生以上で5級から受審可)
②1級・初段 全剣連居合 自由5本
③二段・三段 全剣連居合の中より5本当日指定
④四段・五段 古流より1本自由・全剣連居合の中より4本当日指定

※演武時間は6分以内とし、正面の礼より計測し、正面の礼を終了し、携刀姿勢になるまでとする。(時間超過は不合格)

但し、級及び初段～三段までの時間計測は参考とし、審査判定内容に反映しない。

6. 学 科 (申込書と同時に提出すること(実技合格者のみ採点を行う))
 - ・初段～三段
 - (1) 日本刀の刀身及び拵えを図示し各部の名称をそれぞれ10ヵ所以上書きなさい。
 - (2) 全剣連居合1本目～12本目までの業の名称を正確に述べよ。
 - ・四段～五段
 - (1) 居合道試合・審判細則第7条勝敗の判定基準について述べよ。
 - (2) 居合道指導者としての心構えについて述べよ。

※なお今回の学科試験も解答用紙を審査申込書とともに提出となっておりますのでよろしくお願いいたします。

※高齢者（65歳以上）に対する修行年限の短縮規定（五段以下）

（受審資格）三段から八段までの受審を希望し、**年齢65歳以上**で、次の修行年限を経た者

受審段位	修行年限
三段・・・	二段受有後1年
四段・・・	三段受有後2年
五段・・・	四段受有後2年

- (1) 福岡県剣道連盟居合道部が配布・公示したA4版学科試験答案用紙を使用すること。
- (2) 氏名・受審段位・解答を直筆で記入すること。コピー及びパソコン等による解答の提出は禁止いたします。
- (3) 設問と異なる解答をした場合は不合格とするので、十分注意すること。

※学科試験答案用紙未提出の場合は学科試験不合格となりますのでご注意ください。

※特例措置として審査当日に満年齢70歳以上の者は学科審査（筆記試験）を免除する。

※団体代表者は、所定の申込書(A4サイズ)に全剣連番号が記入されていること、氏名が楷書で書かれていること、申込者の押印があること、記入漏れのないことを確認し、代表者印を押印のうえ団体代表者、若しくはその団体の事務局より申込をしてください。

※個人直接の申し込みは受け付けません。

※障がいをお持ちの方、怪我等で正座が出来ない方、怪我の為サポーター等を装着して受審する方は、申し込み時に団体代表者より申請書の提出をお願いします。

*審査料納付書（A4サイズ）も合わせて添付して送付して下さい。

*審査料は別紙振込用紙、もしくは上記振込先に振り込むこと。

※審査員、係員については後日、直接本人に委嘱状を送付致します。

【個人情報について】 **※以下を申込者に周知して下さい。**

申込書に記載される個人情報（登録件名、漢字氏名、カナ氏名、所属団体、生年月日、年齢、称号・段位職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する試合・審査会・講習会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣脈、剣窓等）に公表することがある。

更に、剣道・居合道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

※居合道部会員で写真、動画に撮影されては困るという方がいる場合、当日受付にて申請するように通達をお願いします。

*本審査会は、審査運営関係者及び受審者のみとし、見学者は一切お断りします。

但し未成年者の保護者及び障がい等をお持ちで付き添いが必要な方の入館は当日受付にて申告の上、許可する。

*本審査会では、当日の体温が37.5度以上ある方は受審できません。

※マスク、面マスクの着用については、令和5年3月10日全剣連通知をご確認ください。

大会・審査会等におけるビデオ撮影等について

公社）福剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、福剣連居合道部から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、福剣連居合道部から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上